

## 一般社団法人明専会代議員規則処理基準

(総則)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）代議員規則（以下「規則」という。）の第5条および第8条を処理するための手続きを定める。

(退任届)

第2条 規則第5条の退任届の様式は、様式1号による。

(委任状)

第3条 規則第8条の委任状の様式は、様式2号による。

附 則

- 1 この基準は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成22年5月8日の理事会で決議した社団法人明専会 代議員規則実施基準を廃止する。
- 3 平成26年2月6日 様式分離